

令和5年 2月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年2月20日 午後2時 日光市役所本庁舎203会議室

出席農業委員	11名						
1番	川村耕一	2番	手塚幸子	3番	高橋和子	4番	福田絹江
5番	斎藤敏夫	6番	加藤英利	7番	神山隆治	8番	増  洵  勝
9番	高橋久美子	10番	小池毅	11番	渡邊悦子		
欠席農業委員	なし						
出席推進委員	19名						
12番	柏木武	13番	福田富美男	14番	大島一比古	15番	富田順子
16番	福田正明	17番	神山守	18番	村上隆	19番	酒主学
20番	星野由起夫	21番	西巻光次	22番	福田浩一	23番	柴田洋一
25番	福田重勝	26番	福田隆夫	27番	大島昭吾	28番	阿久津文枝
29番	大貫宣秀	30番	佐藤修一	31番	小倉政一		
欠席推進委員	24番 吉原浩之						
傍  聴  人	なし						

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第5号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第11号 非農地証明願について
- 第9 議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第10 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積の公告）に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長  ただ今から、令和5年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長  ( 議事日程を朗読 )

福田 絹江 議長  日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。2番手塚幸子委員、3番高橋和子委員のご兩名を指名いたします。  
  なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長  つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。  
  ( 「異議なし。」との声あり )  
  異議なしと認めます。よりますて、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。  
  それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長  日程第3、報告第1号「農地法第5条第1項の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
  ( 川村光代主任挙手 )  
  はい、川村主任お願いします。

川村光代主任  報告第4号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。はじめに議案書1ページをご覧ください。先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年1月20日。2番につきましては事業面積3,000平方メートル以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく許可相当との意見をいただいております。なお許可日および指令番号につきましては、1番、3番、4番につきましては令和5年1月20日、日農委指令第5-45号から47号で許可書を発行しております。2番につきましては、令和5年1月30日、日農委指令5-48号で許可書を発行しています。以上でございます。

福田 絹江 議長  報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
  ( 「なし。」との声あり )  
  よろしいですか。  
  ( 「はい。」との声あり )  
  それでは次に移ります。

福田 絹江 議長  日程第4、報告第5号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
  ( 鯉沼慶主査挙手 )  
  はい、鯉沼主査お願いします。

鯉沼慶主査  農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、3ページから8ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は10件で、申請番号1番が農地法第3条の解約、申請番号2番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号3番

から10番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

これをご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第8、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今月の現地調査は遊休農地対策部会が担当しております。加藤部会長から全体説明をお願いいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい加藤部会長。

福田 絹江 議長

今月は議案8号から11号まで、遊休農地対策部会が担当いたしました。現地調査は2月16日に2班体制で行いました。今回の現地調査は1班が手塚副部会長、小倉政一委員、村上隆委員、福田絹江会長、事務局から河合事務局長、川村主任が同行しました。2班は、柏木武委員、大島一比古委員、私、加藤、事務局から福田係長、鯉沼主査が同行しました。担当委員ですが、第3条の1番は大島委員、4条申請の1番は村上委員、5条申請の1番は取り下げとなっています。2番は大島委員、3番、4番は柏木委員、非農地証明願の1番は小倉委員、2番は柏木委員、3番は村上委員、4番は小倉委員が担当しました。それぞれ担当委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、議案第1号の1番を担当しました。本申請は日光市根室地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、日光市根室地内、今市青少年スポーツセンターから東460メートルに位置しております。案内図により説明いたします。今市青少年スポーツセンターから南へ270メートル進み、左折して670メートル進んだところに申請地があります。3条申請ですが申請人の代理人が立ち会いました。ここは、昭和50年に圃場整備をした所で、同じような田が続いております。田は耕してあり作付けの準備をされている状態です。申請地は、登記簿、現況ともに田です。譲受人は隣接の農地を所有し、大規模に耕作しており、機械の備えは十分です。購入後も水稻を作付けする計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

売買による3条申請です。利用権はございません。許可相当と部会では判断いたしました。ご審議の程宜しくをお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 村上隆推進委員挙手 )

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、議案第9号の1番を担当しました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市森友地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。申請地は日光市森友地内、日光市役所から東1.8キロメートルに位置します。案内図です。国道119号線の森友交差点を北へ210メートル進み左折したところに申請地があります。申請地は4筆ありますが、登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東及び南側が田、西側は道路、北側は水路と道路です。現地には申請人、行政書士、2名が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。この部分は砂利が敷いてありました。ここから出入りするという事です。幅員が3.76メートルです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。以上のことから周りに及ぼす影響がないと思いますのでご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

( 手塚幸子農業委員挙手 )

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

ただ今ご説明がありましたように、周囲に及ぼす影響はないと部会では判断いたしました。ご審議の程宜しく願います。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 増淵勝委員挙手 )

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員  
河合誠一事務局長

進入路で埋め立てられている部分については、始末書の提出はありますか。はい、提出していただいております。

( 大貫宣秀推進委員挙手 )

大貫宣秀推進委員

自宅に侵入する道路ですが、私の認識では、幅員が4メートル必要だっと思いましたが、問題ないのでしょうか。

河合誠一事務局長

幅員については、細かい数字は把握しておりませんが、申請人は都市開発課の方に開発行為について同時に相談に行きまして、指導を受けているとのことです。

加藤英利農業委員

4メートルまでは必要ないということです。

( 川村耕一農業委員挙手 )

福田 絹江 議長  
川村耕一農業委員  
河合誠一事務局長

はい、川村委員

進入路から住宅の方に入っていく間の道は青地ですか。

雑種地です。

( 小池毅農業委員挙手 )

福田 絹江 議長  
小池毅農業委員

はい、小池委員

今回転用する部分以外の農地も埋め立てられているようですが。

加藤英利農業委員 実際には農地になっていませんが、この許可が出た後に非農地証明願を出すと聞いております。

福田絹江議長 他にご質問はございませんか。  
(「なし。」との声あり)  
それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 日程第7、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
取り下げとなった番号1番について事務局の報告を求めます。  
(河合誠一事務局長委員挙手)  
はい、河合事務局長。

河合誠一事務局長 申請後、申請代理人に現場の位置関係を確認したところ正確な位置関係がつかめていない所がございまして、一旦取り下げをしまして確認をしてから再申請をするということです。

福田絹江議長 何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
それでは次に移ります。

福田絹江議長 番号2番について担当委員の報告を求めます。  
(大島一比古委員挙手)  
はい、大島委員。

大島一比古推進委員 私は、議案第10号の2番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市大沢町地内におきまして、20年間の使用貸借により一般住宅を目的として転用する5条申請です。申請地は日光市立大沢中学校の校庭に隣接したところに位置します。案内図です。大沢中学校の校庭の隣に申請地があります。こちらは、建築基準法第42条2項道路です。公に建築しても良いとなっている道路です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側及び南側が宅地、東及び西側が道路です。こちらに水路があります。現地で境界杭が打ってありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内自然浸透とします。申請人は、将来を見据えて親御さんの面倒をみるために、実家の近くである申請地に自己用住宅を建築したく申請するものです。ブロック塀が隣りからせり出していますが、地主さんの親族の方が設置したということですが、公図上は直線になっています。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。  
(加藤英利農業委員挙手)  
はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員 ブロック塀が境界から出ていますが、住宅を建築する際には壊すそうです。部会では何ら問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。  
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。  
(増淵勝農業委員挙手)  
はい、増淵委員  
雨水の処理について、教えてください。

大島一比古推進委員

敷地内浸透処理です。

(川村耕一農業委員)

福田絹江議長

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

写真の道路側にあるものはなんですか。

大島一比古推進委員

プラスチックの箱です。埋設はしていません。

加藤英利農業委員

道路から敷地内に車が入らないように置いてあるとのこと。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号3番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武委員挙手)

柏木武推進委員

はい、柏木委員。

私は、議案第10号の3番を担当いたしました。本申請は大沢町地内におきまして、売買により建売住宅敷地を目的として転用する5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は、大沢地内、大沢交差点から南西140メートルに位置します。案内図です。大沢交差点を南西に80メートル進み左折して170メートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は東側は道路、北側は宅地、西側及び南側は赤道です。現地には土地家屋調査士が立ち会いました。申請人の株式会社●●はさいたま市に本店を置き、住宅の販売を主な業務とする昭和56年1月に設立された法人です。申請人は日光市内で土地を探していたところ、譲渡人から土地売却の申し出があり今回の申請に至りました。部ブロックで囲って盛土をする予定です。敷地内に住宅2棟とそれぞれに車両駐車スペース2台分を設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は宅地内自然浸透とします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江会長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

この案件は、建売住宅敷地を目的として売買をする5条申請です。何も作っていない畑の状態です。何ら問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

2軒分の境界の所はどうするのでしょうか。

加藤英利農業委員

ブロックを設置するということです。

福田絹江議長

はい。他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 柏木武推進委員挙手 )

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

私は、議案第10号の4番担当いたしました。本申請は日光市矢野口地内におきまして、地上権により太陽光発電所を目的として転用する5条申請です。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は、今市青少年スポーツセンターから北2キロメートルに位置します。案内図です。今市青少年スポーツセンターから北へ2.3キロメートル進んだ左手に申請地があります。3筆ありますが登記簿地目は畑と山林、現況は田です。周囲の状況は北側及び東側は道路、南側は山林と畑、西側は雑種地です。現地には貸し人と借り人の会社の社員が立ち会いました。申請人の株式会社●●は埼玉県川口市に本店を置き、産業用太陽光発電のEPC事業並びに太陽光発電事業を主な業務とする平成8年3月に設立された法人です。高圧太陽光発電所の建設計画を進めるにあたり、当初予定していた計画地だけでは事業用地の面積が不足するため、日照条件が良好且つ隣接地で事業用地として適切な土地の検討をし、今回の申請に至りました。申請地及び申請地に隣接する土地に3,392枚の太陽光パネルを設置します。また、周囲にはフェンスを設置し土砂流出を防ぎます。ここはキュービクルまでの電線を引く予定で一部借りるとのことです。売電価格は40円です。申請をだいぶ前にしたとのことです。給排水はありません。雨水は敷地内浸透とします。写真です。これは北側から、これは南側から撮った写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

この案件は太陽光発電設備を目的として転用する案件です。写真の右側にはここの倍ぐらいの太陽光発電設備が設置されています。このあたりは日当たりが良く太陽光発電に適している土地だとのこと。問題はないと思われまますのでご審議の程お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 富田順子推進委員挙手 )

はい、富田委員。

富田順子推進委員

登記簿地目が山林で現況が田とのことですが、これは農地とみなされわけですよね。逆に登記簿地目が田で現況が山林の所も農地とみなされるのでしょうか。

河合誠一事務局長

登記簿が農地で現況が農地でないという所も農地台帳に載ります。ただし、山林化している所などは現況に合わせるために非農地証明や非農地通知等により非農地とする場合もあります。

( 酒主学推進委員挙手 )

はい、酒主委員。

福田絹江議長

酒主学推進委員

地上権、20年とありますが、無償ですか。

柏木武推進委員

有償です。

( 増淵勝農業委員挙手 )

はい、増淵委員。

福田絹江議長

増淵勝農業委員

地上権について、教えてください。

河合誠一事務局長

占用の権利です。登記簿上に記載できますし、第三者に公示もできる権利で

福田 絹江 議長  
加藤英利 農業委員  
河合誠一 事務局長

す。

(加藤英利 農業委員 挙手)

はい、加藤委員。

20年経ったら壊すということですか。

20年後に更新しなければ原状復帰になります。

(小池毅 農業委員 挙手)

はい、小池委員。

20年経って、太陽光発電設備を壊すと地目は何になるのですか。

田や畑に戻すということです。

一般的に一時転用は3年、それ以上続けば永久転用とみなさないよというのが手引書に謳ってあります。太陽光発電設備がもつ年数が20年といわれていますが、20年経ったからといって壊すことは考えにくいです。太陽光発電設備がダメになるまで続く可能性はあると思います。

(福田富美男 推進委員 挙手)

はい、福田委員。

売電価格が40円ということですが、今は19円で10年経つと8.5円になると聞きました。40円はこのまま継続するのですか。

価格につきましては、発電者と電力会社との相対での契約になりますが、価格が高いころの契約となっておりまして、開発は今になりましたが、契約時点での経済情勢等によって決まっていくのかなと思います。

(加藤英利 農業委員 挙手)

はい、加藤委員。

許可が出たらいつまでに作らなければいけないというルールはあるのですか。

特にないですが、申請書に工期の記載があります。工期が終わるころに完了報告を出してくださいという通知を出しています。

南側の山林の所にも太陽光発電設備を設置しそこにキュービクルを設置してつなぐということですが、山林の方はまだ手つかずの状態なのでどうなのかと思います。

キュービクルは一ヶ所しかないものですから、この工事の工期の中でキュービクルを設置し、通電を行うこととなっております。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は、原案のとおり『許可』とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時45分～3時55分)

福田 絹江 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第11号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(小倉政一 推進委員 挙手)

はい、小倉委員。

小倉政一 推進委員

私は、議案第11号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市今市本町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ



れ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、今市本町地内、吉沢交差点から北西へ約80メートルに位置した場所です。案内図による説明です。吉沢交差点から北東へ50メートルほど進み、北西へ50メートルほど進んだ場所に願出地があります。登記簿地目は田です。周囲の状況は、東側・西側・北側は宅地、南側は雑種地です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は平成2年に居宅が建築され以来、宅地として利用され、現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、27年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく願います。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会より報告を願います。

( 手塚幸子農業委員挙手 )

はい、手塚副部会長。

手塚幸子農業委員

ただ今の写真の緑色の所がドッグランになっていました。田には戻しきれないと思われま。証明することに何ら問題はないと思われま。ご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めま。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長

番号2番について担当委員の報告を求めま。

( 柏木武推進委員挙手 )

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

私は、議案第11号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、下野大沢駅方面からの市道および南原小学校へ行く市道との交差点から南東へ約140メートルに位置した場所です。案内図による説明です。先ほどの交差点を130メートルほど南下し、Y字路を左折し東へ50メートルほど進んだ左手に願出地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は墓地、南側は道路、北側は宅地です。願出地は、平成7年以前から、宅地の庭として一体利用され現在に至っております。現地には願出人ご家族と家屋調査士が立ち会いました。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、27年以上経過しております。非農地となった後に娘さんの家を新築する予定とのこと。以上のことから証明することに問題はないと考えま。ご審議をよろしく願います。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

27年以上経過している非農地の証明願です。先ほど説明があったとおり、自宅の前に娘さんの家を新築するために非農地にしておきたいということで出されたものです。部会では証明妥当と考えましたのでご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたら

お受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長

番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 村上隆推進委員挙手 )

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、議案第11号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市川治温泉川治地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、川治温泉川治地内、川治橋から北西へ約400メートルに位置した場所です。案内図による説明です。川治橋を北上し、北西へ170メートルほど進み、Y字路を左折し、西へ360メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は畑です。現地には行政書士が立ち会い、境界にポールが立ててありました。周囲の状況は、東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は水路です。願出地は、昭和44年に居宅が建築され以来、宅地として利用され現在に至っております。住宅の所は平ですが、ここから上が急勾配の地形でした。昭和51年撮影の空中写真が添付されておりますので、47年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会より報告を願います。

( 手塚幸子農業委員挙手 )

はい、手塚副部会長。

手塚幸子農業委員

見るからに畑にはならない土地で、証明妥当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長

番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 小倉政一推進委員挙手 )

はい、小倉委員。

小倉政一推進委員

私は、議案第11号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市所野地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、所野地内、所野市営住宅から北へ約200メートルに位置した場所です。案内図による説明です。所野市営住宅付近交差点から北東へ100メートルほど進み、Y字路を左折し、北へ100メートルほど進み、四差路を左折し西へ30メートルほど進んだ先に願出地があります。登記簿地目は田です。周囲の状況は、東側は宅地、西側・南側は道路、北側は畑です。この中に青地があります。現地には行政書士が立

ち会い杭打ちがしてありました。願出地は昭和48年から宅地として一体利用され、現在に至っております。昭和48年新築の旨が記載された登記事項証明書が添付されておりますので、49年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会より報告を願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚副部会長。

手塚幸子農業委員

ただ今の説明により、証明妥当と考えますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(神山守推進委員挙手)

はい、神山委員。

神山守推進委員

宅地と宅地に挟まれた青地の部分はどうするのでしょうか。

河合誠一事務局長

青地につきましては払い下げの予定です。

福田絹江議長

はい。他に質問とはございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第12号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

本申請は、令和4年8月22日付け、日農委指令第3-18号で農地法第3条の許可を受けた案件です。受贈者は贈与者の二男です。受贈者は会社員として勤務する傍ら、家族と協力して農作業に従事しております。将来的にも農業を継続していく方針ですので買受適格として証明の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第12号について、この原案のとおり『証明妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第12号はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第13号農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第13号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有

権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は15ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は4筆で6,442平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は16ページから40ページになります。件数は49件、面積合計は257筆で364,499平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が35件、更新が14件となっております。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。

始めに貸借権設定、4番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、13番、福田富美男委員の退席を求めます。

（福田富美男推進委員退席 午後4時39分）

福田 絹江 議長

ご質問ございますか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

貸借権設定のうち、4番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、4番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田富美男委員に着席を許可いたします。

（福田富美男推進委員着席 午後4時40分）

福田 絹江 議長

次に貸借権設定のうち、貸借権設定4番以外の案件について審議いたします。ご質問はございませんか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。

議案第13号の貸借権設定4番以外の案件について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして議案第13号の貸借権設定4番以外の案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第11、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主査挙手）

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定

により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は41ページから65ページになります。件数は41件で、面積合計は180筆で525,722平方メートルとなります。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ただ今、事務局から説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第14号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして議案第14号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年2月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員